

すもとオープンファクトリーープラス (+) 2025 事業企画及び運営業務
公募型プロポーザル実施要領

すもとオープンファクトリーープラス (+) 2025 事業企画及び運営業務の受託候補者の選定を次のとおり公募型プロポーザル方式で実施する。

1. 業務内容

仕様書（別紙）のとおり

2. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3. 見積限度額 1,500,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）以内とする

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものとする。

4. 参加資格

参加資格は、次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (3) 洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年告示第13号）による排除措置を受けていない者
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者

5. 履行場所

洲本市域内

6. プロポーザルの手続等

- (1) 公募開始 令和7年6月2日（月）

(2) 必要書類

ア 参加申請書（様式1） 1部

イ 類似業務実績一覧表（様式2） 1部

※類似業務実績一覧表には、本件の業務の主担当者が担当した主な類似業務（過去5年以内。国、地方公共団体、民間企業問わず）について記載すること。

ウ 見積書及び見積内訳書（任意様式） 1部

エ 企画提案書（任意様式） 1部

・企画提案書は、すもとオープンファクトリー-plus (+) 2025事業企画及び運営業務を受託する事業者の候補者を選定するすもとオープンファクトリー-plus (+) 2025事業企画及び運営業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）における選定資料となります。

（3）提出期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月27日（金）まで

※土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

（4）受託事業者の選定方法

別添、「審査基準」を基に、選定委員会において契約候補者の選定を実施します。選定にあたっては、原則、提出された企画提案書等の書類審査としますが、プロポーザル参加者が複数ある場合は、プレゼンテーションを行うことがあります。その方法については、別途連絡いたします。

①選定委員会の委員は、審査基準を基に100点満点により評価し、点数を付けるものとする。ただし、100分の60以上を合格ラインとし、これを下回った事業者は失格とする。

②選定委員会の委員が評価した点数を合計し、総合得点の最も高いプロポーザル参加者を契約候補者として選定するものとする。ただし、最高得点のプロポーザル参加者が複数ある場合は、選定委員会の委員の協議により選定するものとする。

③提案者が、1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数が得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

（5）選定結果

選定結果は、すべてのプロポーザル参加者へ通知するものとする。なお、選定結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

（6）選定結果の公表

選定結果については、次の事項について洲本市ホームページで公表する。

①受託事業者の名称及び評価点を公表する。

②受託候補者以外の提案者の名称は符号表記とし、評価点を公表する。

③提案者が2者の場合には、次点者の評価は公表しない。

7. 質問受付及び回答

募集要領及び仕様書に関して質問がある場合は、「質問書」を提出するものとする（様式3を使用する）。

（1）提出期限 令和7年6月10日（火）午後5時まで

（2）提出方法 FAX又は電子メールにより提出し、到着確認を行うこと

（3）回答方法 提出された質問は、プロポーザル参加者全員にFAX又は電子メールにて回答するものとする

（4）回答期限 令和7年6月16日（月）

8. 辞退

参加申請書提出後、プロポーザル参加者の都合により参加を辞退する場合には、「辞退届」を持参又は郵送により提出するものとする（様式4を使用する）。

9. 失格条項

次に掲げるいずれかの事項に該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に重大な不備等があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、選定委員会において不適当と認められた場合

10. その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正、追加及び再提出等は認めないものとする。
- (4) 提出されたすべての書類は返却しないものとする。
- (5) 提出書類については、プロポーザルの選定以外の目的では使用しない。
- (6) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 受託者は本業務の開始から終了までの間、業務内容の全般を常に把握している専任の担当者を置くとともに、事業の円滑な実施のため、定期的に委託者へ報告及び連絡調整する。
- (8) 事業を実施する上で、委託者が有している資料の提供については、必要な範囲内で、委託者が提供する。
- (9) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権等は、洲本市に帰属するものとする。なお、受託者は、著作人格権を行使できないものとする。
- (10) 委託業務で使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用権などの権利については、受託者において使用許可を得るものとする。なお、これらのことを見つかったことにより、著作権などの権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うものとする。
- (11) 受託者は、本業務の遂行にあたって知り得た情報を委託者の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (12) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (13) 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して一切の責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者がその一切を処理するものとする。
- (14) 成果品納入後に発生した受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに係る経費は、受託者の負担とする。

(15) この募集要領に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

11. 提出先及び連絡先

洲本市企画情報部企画課政策調整係

住所：〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電話：0799-22-3321 (内線) 1513

FAX：0799-22-1315

電子メール：kikaku@city.sumoto.lg.jp